第二十四条中「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域」に、「宅地造成に」を「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に」に改め、同条を第五十条とし、同条の次に次の三条を加える。

（緊急時の指示）

第五十一条　主務大臣は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合において、当該災害を防止し、又は軽減するため緊急の必要があると認められるときは、都道府県知事に対し、この法律の規定により都道府県知事が行う事務のうち政令で定めるものに関し、必要な指示をすることができる。

（都道府県への援助）

第五十二条　主務大臣は、第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定、第二十六条第一項の規定による特定盛土等規制区域の指定及び第四十五条第一項の規定による造成宅地防災区域の指定その他この法律に基づく都道府県が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

（主務大臣等）

第五十三条　この法律における主務大臣は、国土交通大臣及び農林水産大臣とする。

２　この法律における主務省令は、主務大臣が共同で発する命令とする。

第六章の章名を削る。

第二十三条中「第十八条」を「第二十四条」に改め、「又はその命じた者若しくは委任した者」を削り、「第十九条」を「第二十五条」に改め、同条を第四十八条とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。

第九章　雑則

（標識の掲示）

第四十九条　第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事主又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

第二十二条第一項中「第二十条第一項」を「第四十五条第一項」に、「占有者」を「占有者（次項において「造成宅地所有者等」という。）」に改め、同条第二項中「同項の造成宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（以下この項において「」及び「」という。）」を削り、「宅地造成又は特定盛土等」に、「第二十条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同条第三項中「第十四条第五項」を「第二十条第五項から第七項まで」に改め、同条を第四十七条とする。

第二十一条を第四十六条とする。

第五章を第八章とする。

第二十条第一項中「この法律」を「基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、この法律」に、「関係市町村長の意見を聴いて、宅地造成」を「宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。第四十七条第二項において同じ。）」に、「居住者その他の者」を「居住者等」に、「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に改め、同条第三項中「第三条第二項から第四項まで及び第四条から第七条まで」を「第十条第二項から第六項まで」に改め、第四章中同条を第四十五条とする。

第四章を第七章とする。

第十九条中「宅地造成工事規制区域内における宅地」を「宅地造成等工事規制区域内の土地」に、「当該宅地」を「当該土地」に改め、第三章中同条を第二十五条とする。

第十八条第一項中「又はその命じた者若しくは委任した者は、第八条第一項、」を「は、」に、「第十三条第一項、第十四条第一項から第四項まで」を「第十六条第一項、第十七条第一項若しくは第四項、第十八条第一項、第二十条第一項から第四項まで」に、「必要がある場合においては」を「に必要な限度において、その職員に」に、「当該宅地」を「当該土地」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「検査する」を「検査させる」に改め、同条第二項中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第二十四条とする。

第十七条第一項中「宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成」を「宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等」に、「、又は」を「、若しくは」に、「不完全である」を「不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分である」に、「ときは、宅地造成」を「ときは、宅地造成等」に、「当該宅地」を「当該宅地造成等工事規制区域内の土地」に、「占有者」を「占有者（次項において「土地所有者等」という。）」に、「又は地形」を「、地形」に、「改良」を「改良又は土石の除却」に改め、同条第二項中「同項の宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（以下この項において「宅地所有者等」という。）」を「土地所有者等」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「前項の災害」を「同項の災害」に、「変更」を「変更又は土石の堆積」に、「宅地所有者等に」を「土地所有者等に」に改め、同条第三項中「第十四条第五項」を「第二十条第五項から第七項まで」に改め、同条を第二十三条とする。

第十六条の見出し中「宅地」を「土地」に改め、同条第一項中「宅地造成工事規制区域内の宅地」を「宅地造成等工事規制区域内の土地」に、「宅地造成（宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等（宅地造成等工事規制区域」に、「以下次項、次条第一項及び第二十四条」を「次項及び次条第一項」に、「宅地を」を「土地を」に改め、同条第二項中「宅地造成工事規制区域内の宅地」を「宅地造成等工事規制区域内の土地」に、「宅地造成等に」を「宅地造成等に」に、「宅地の」を「土地の」に、「造成主」を「工事主」に改め、同条を第二十二条とする。

第十五条第一項中「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に、「宅地造成等に」を「宅地造成等に」に、「造成主」を「工事主」に、「国土交通省令」を「主務省令」に改め、同条第三項中「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に、「宅地以外の土地を宅地」を「公共施設用地を宅地又は農地等」に改め、第八条第一項本文若しくは」を削り、「の許可」を「若しくは第十六条第一項の許可」に、「国土交通省令」を「主務省令」に改め、同条第四項中「宅地造成工事規制区域内の宅地」を「宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）」に改め、「第八条第一項本文若しくは」を削り、「の許可」を「若しくは第十六条第一項の許可」に、「国土交通省令」を「主務省令」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

第十五条を第二十一条とする。

第十四条第一項中「第八条第一項本文」を「第十二条第一項」に、「第十二条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項中「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に、「宅地造成に」を「宅地造成等に」に、「工事で、第八条第一項若しくは第十二条第一項の規定に違反して第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受けず、これらの許可に付した条件に違反し、又は第九条第一項の規定に適合していないもの」を「次に掲げる工事」に、「造成主」を「工事主」に、「に対して」を「（第四項から第六項までにおいて「工事主等」という。）に対して」に、「措置」を「措置（以下この条において「災害防止措置」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けないで施行する工事

二　第十二条第三項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事

三　第十三条第一項の規定に適合していない工事

四　第十八条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事

第十四条第三項を次のように改める。

３　都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主（第五項第一号及び第二号並びに第六項において「土地所有者等」という。）に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。

一　第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けないで宅地造成等に関する工事が施行された土地